岩沼市復興推進計画

平成26年10月17日 宮 城 県 岩 沼 市

1. 計画の区域 岩沼市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、県内では沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、死者181名、行方不明者1名という過去に例をみない人的被害が生じたほか、大きな揺れとその後の大津波により、沿岸部の集落や工業団地が壊滅的な被害を受け、全半壊を含めた家屋被害が5,428戸、浸水した農地が約1,240haとなり、経済基盤となる農林業や商工業に甚大な被害を受けた。

このような中で、本市としては、活力ある産業の再生のため、被災企業の活力再生と高度化を図り、 中核的な産業を担う立地企業の設備投資等を支援することにより、本市の地域経済活性化及び雇用機 会の創出を図る。

3. 計画の目標のために推進しようとする取組の内容

雇用機会の創出を図るため、本市の製造業の製造出荷額の約8%を占める中核的産業である食料品製造業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援し、その生産機能強化に向けた取り組みを促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体 に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社利久(以下「対象事業者」という。)が、本市吹上地内において食料品 製造工場を増設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における食料品製造業は、市内の製造業における製造出荷額のうち、約8%を占め、第3位の中核的な産業である。また、本事業は、本市の食料品製造業において、製造品出荷額で約18%、従業員数で約18%を占める対象事業者が実施するものであり、今般の工場増設により、さらに20人の雇用を見込んでいる。加えて、投資の規模としても、対象事業者の年間の減価償却費を大きく上回る大規模なものである。

したがって、地域の中核的な産業である食料品製造業の生産能力等の増強を行うことは、目標に

掲げた「活力ある産業の再生のため、被災企業の活力再生と高度化を図り、中核的な産業を担う立 地企業の設備投資等を支援することにより、本市の地域経済活性化及び雇用機会の創出を図る」こ とを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行

仙南信用金庫

株式会社三菱東京UFJ銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区 支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、宮城県の代表的な食文化である「牛たん」を全国に広めていくため、生産、加工、 流通について、地元の関連企業と連携を図りながら、県外店舗の拡大を計画しており、増設される製 造工場は、商品製造の新たな生産拠点として重要な役割を担うものである。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が向上することは、関連する地元産業の活性化と雇用の確保に結びつくものであり、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に大きく寄与するとともに、宮城県の発展に大きく貢献するものである。

6. その他

本計画の作成に際し、岩沼市、株式会社東邦銀行、仙南信用金庫、株式会社東京三菱UFJ銀行、対象事業者、岩沼市商工会、宮城県を構成員とする岩沼市復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項に基づく協議を行うとともに、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である宮城県の意見を聴取した。